

新潟県立小千谷西高等学校いじめ防止基本方針について

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日ごろより本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、本校では昨年度いじめの認知件数が 21 件ありました。全ての事案について、いじめ対策委員会を中心に学校全体で組織として対応してきました。今年度もいじめを見逃さない学校づくりに向け様々な取組を行ってまいります。保護者の皆様におかれましては、心配な点、お気づきの点がございましたら、どのようなことでも結構ですので、遠慮なく学校にご相談、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

1 いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。
いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態や類似行為を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署や関係機関に通報し、連携しながら対応します。
本基本方針には、「新潟県立小千谷西高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

2 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態や類似行為を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

3 いじめの未然防止に向けて

【発達支持的生徒指導】

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

【課題予防的生徒指導：課題未然防止教育】

- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

4 いじめの早期発見に向けて

【課題予防的生徒指導：課題早期発見対応】

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いや類似行為があることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて（対応）

【困難課題対応的生徒指導】

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いや類似行為があることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめや類似行為をしている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめにつながる行為をしないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心していじめを相談し、伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、相談・伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日）」による、いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。